

介護報酬の大幅引き下げ改定に反対する意見書

介護保険制度は、高齢者福祉の核となる制度であり、その制度を担うのは、社会福祉法人を初めとする介護事業者、そしてその第一線において、介護に従事する介護職員である。

急速に高齢化が進む我が国において、介護サービスの充実並びに介護職員の人材確保及び処遇の改善は、まさに国家的課題である。

介護報酬は3年に一度改定され、今回は報酬全体で2.27%引き下げた。2回連続の実質マイナス改定である。今回は介護職員の「処遇改善」の特別な加算を含んでいるため、その上乗せ分を除けば、4.48%と文字通り過去最大規模の引き下げである。

今後については、特別養護老人ホームや小規模デイサービスの基本報酬引き下げなどが提案されている。既に特養の3割が赤字という実態が調査結果で判明している中で、これが実施されると特養がさらに苦境に追い込まれることは明らかである。入所を申し込んでも入れない特養の待機者が全国では52万人、本市では平成25年度361人となっており、特養の増設、充実こそ求められている。

介護報酬の引き下げは、介護事業者の経営を直撃し、介護職員の労働条件や介護サービスの後退を招きかねない。

本市においても全国同様、介護に従事する人材の確保は喫緊の重要な課題である。介護サービスのニーズが多様化・高度化する中で、介護の質の向上を図り、安心・安全な介護サービスを提供するためには、介護職員の人材確保及び処遇の改善を初めとする安定した制度の維持・充実が必要不可欠である。

よって、本市議会は、政府に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、社会福祉法人を初めとする介護事業者が健全で安定した法人運営ができ、かつ、その事業を支える人材が今後も確保され、誇りを持って介護に従事することができるよう介護報酬の大幅引き下げ改定に強く反対する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月23日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明